対し交付しなければ	対し割り当てなければ
株式の数に一株	出資口数に一口
合計数	合計口数
数の株式を競売し	持分を当該組織変更後消費生活協同組合の組合員又は組合員となる資格を有する者に譲渡し
その競売	その譲渡
代金	金銭
第二百三十四条第二項	
規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない	持分については、出資一口の金額に譲渡する口数を乗じて得た額をもって譲渡するものとする
第二百三十四条第四項	第一項
売却する株式	譲渡する持分
を買い取る	を譲り受ける
第二百三十四条第四項第一号	譲り受ける持分
買い取る株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）	
第二百三十四条第四項第二号	持分を譲り受ける
株式の買取りをする	

（社会医療法人に係る認定の申請）

第四十四条　法第九十条第一項の規定により医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項各号に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請しようとする組合は、当該認定を受けようとする旨及び同項各号に掲げる要件に係る事項として主務省令で定めるものを記載した申請書を、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

第四章　特定信用事業代理業

第四条中「第七十二条の十五第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条を第四十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章　組織変更

第三条の九の見出し中「構成員」を「組合員」に改め、同条中「第七十二条の十第一項第四号」を「第七十二条の十三第一項第四号」に改め、同条を第四十条とする。

第三条の八中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改め、同条を第三十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章　農事組合法人

第三条の七第一項中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同項第八号中「の総会」の下に「の日」を加え、「議決」を「決議」に、「第三十条の二第四項の組合」を「第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合」に、「の日」を「の決議の日）」に改め、同条第三項中「第七十二条の八第二項」を「第七十二条の十第二項」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

（新設分割について民法を準用する場合の読替え）

第三十六条　法第七十条の三第五項の規定により民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の十の規定を準用する場合においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。

第三十七条　新設分割についての自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）第十九条の二第二項、航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二十四条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」とする。

（新設分割についての貯金者等に対する各別の催告を受けなかつた債権者に関する特例の適用関係）

第三十八条　法第七十条の五第二項及び第三項の規定は、法第七十条の三第五項において準用する法第四十九条第二項に規定する貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者には、適用しない。

第三条の六の見出しを削り、同条を第三十四条とし、同条の次に次の節名を付する。

第六節　合併、新設分割及び清算

第三条の五を第三十二条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

（非出資組合への移行について法を準用する場合の読替え）

第三十三条　法第五十四条の五第三項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第二十三条及び第二十五条の規定を準用する場合においては、これらの規定中「第二十一条第一項の規定により脱退した組合員」とあるのは、「組合員」と読み替えるものとする。

第五節　設立

第三条の四中「の給付」の下に「（以下この条及び第五十七条において「貯金の払戻し等」という。）」を加え、「当該払戻し及び給付」を「貯金の払戻し等」に改め、同条を第三十一条とし、第三条の三を第三十条とし、第三条の二を第二十九条とし、第三条を第二十八条とする。

第三条の八中「第三条の三」を「第三十条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第三条の七中「及び」を「、第五十四条の五第三項」に、「含む。）において」を「含む。）及び第七十条の三第五項において」に改め、同条を第二十六条とする。

第二条の六中「組合員」の下に「又は会員」を加え、同条を第二十五条とする。

第二条の五第一項中「、第四十八条第七項及び第七十三条の四十三第三項」を「及び第四十八条第七項」に改め、同条を第二十四条とする。